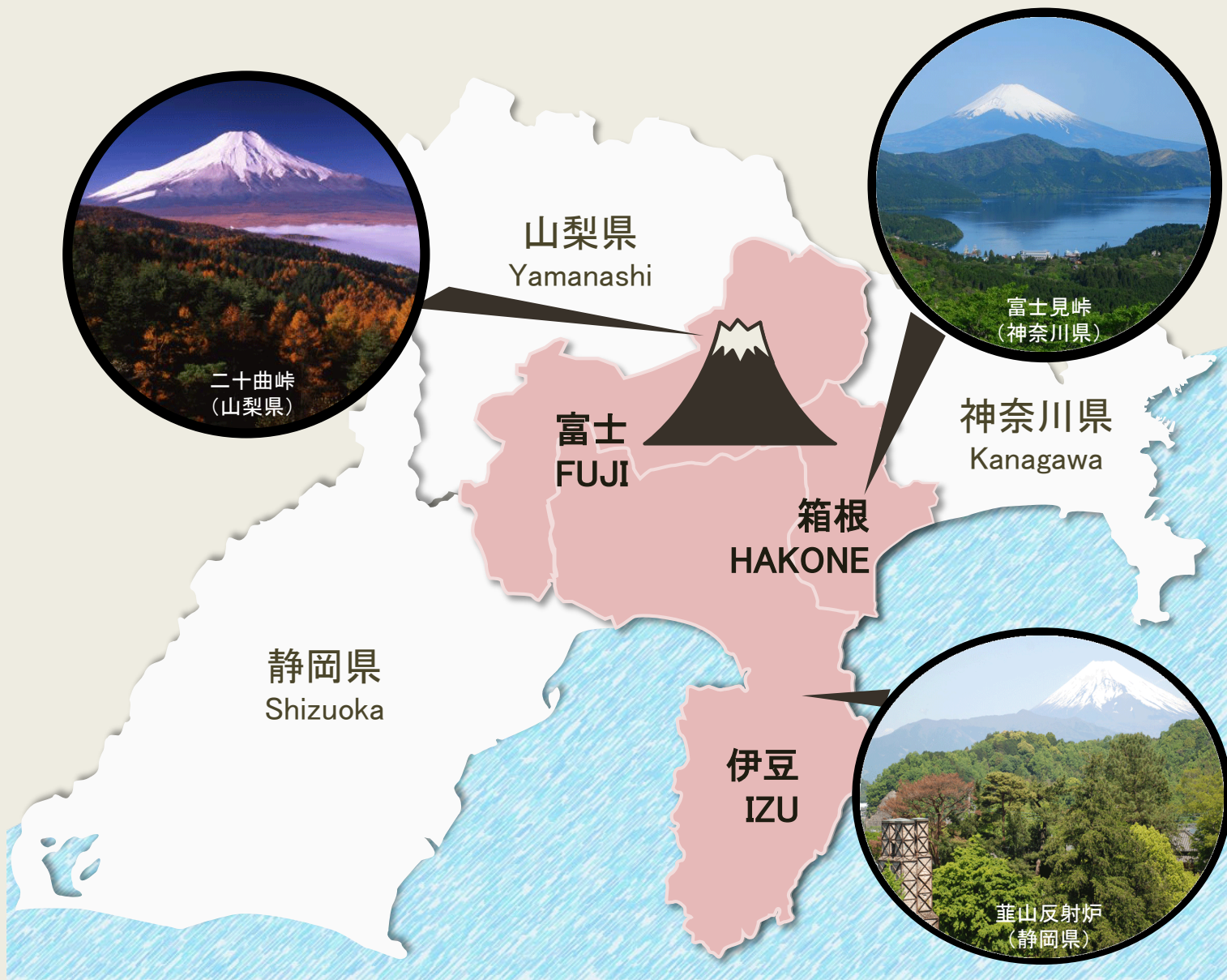


山梨県・静岡県・神奈川県

# 屋外広告物適正化 キャンペーン

実施期間 ▶ 令和4年 9月1日(木)～ 9月10日(土)



- ◆ 違法なはり紙、はり札、立看板等を一斉除却します！
- ◆ 屋外広告物の安全管理の徹底を心がけましょう。

富士箱根伊豆交流圏の魅力的な公共空間の景観づくりのために、三県が連携し、屋外広告物の是正・改善に向け、屋外広告物適正化旬間に併せた普及啓発を行っています。

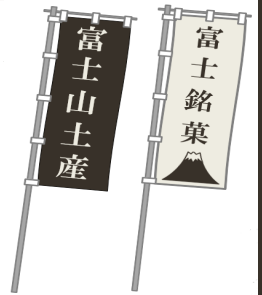
※新型コロナウイルス感染症対策のため、一部内容を変更、中止する場合があります。

## 屋外広告物とは・・・

- ◆ 屋外に設置する看板や広告です。
- ◆ 表示・設置するには、許可が必要です（許可が不要な場合もあります）。
- ◆ 地域により、許可基準が異なります。

## 「のぼり旗」について考えてみませんか？

- ◆ のぼり旗が乱立すると、景観を乱し、地域の印象を悪くします。
- ◆ 表示する内容は、お店のイチ押し情報に絞りましょう。
- ◆ 周囲の自然と馴染む色合いにしましょう。
- ◆ 設置する本数は、必要最小限としましょう。



## 屋外広告物の安全管理

- ◆ **日常点検で、セルフチェック！** ⇒ 早期発見が事故を防ぎます
- ◆ **危険サインを見つけたら屋外広告業者に依頼！** ⇒ 早期対応がリスクを抑えます
- ◆ **許可更新申請時に、総合点検！** ⇒ 看板を安全に長持ちさせましょう

サビ、汚れ、板面のズレ、変形などは、危険なサインです。



板面の  
変形・ズレ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ



壁のサビ汁汚れは、カバー内部にある取付具（ボルト等）にサビが発生しているかもしれません。

## 【屋外広告物のルールや許可に関する問い合わせ先】

山梨県富士・東部建設事務所

吉田支所 富士北麓景観対策課

電話 0555-24-9049

山梨県県土整備部 景観づくり推進室

電話 055-223-1325